森林の土地の所有者届出制度

平成23年4月の森林法改正により、平成24年4月以降、森林の土地の所有者となった方は市町村長への事後届出が必要になりました。

　森林の土地の所有者届出制度の概要(PDF : 4,788KB) （林野庁のホームページ)

リンク先：http://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/todokede/attach/pdf/index-4.pdf

届出の対象者

個人、法人を問わず、売買や相続等により森林（※1）の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。

ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出（※2）を提出している方は対象外です。

※1 県が作成する地域森林計画の対象となっている森林です。登記上の地目によらず土地が森林の状態となっている場合には、届出の対象となる可能性が高いのでご注意ください。

地域森林計画の対象であるかどうかは、長崎市農林振興課または県央振興局森林土木課までお問い合わせください。

※2 国土利用計画法に基づき、次の面積以上の土地の売買契約をした時は事後届け出が必要です。

市街化区域：2,000平方メートル以上

その他の都市計画区域：5,000平方メートル以上

都市計画区域外：10,000平方メートル以上

届出期間

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届出をしてください。

届出事項

届出書には、届出者と前所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所及び面積とともに、土地の用途等を記載します。

添付書類として、登記事項証明書（写しも可）又は土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

届出・報告書の様式

　　　届出又は報告書（林野庁のホームページ)

リンク先：http://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/todokede/index.html